証　明　書

「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」について、県が時短営業要請を公表した令和３年９月９日（木）以前から、当施設のテナントとして営業しており、令和３年９月13日（月）午前０時から９月30日（木）午後12時までの県の時短営業要請期間中においても、当施設内で営業していたことを証明します。

令和　　年　　月　　日

会社名・氏名